

### 第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催結果

- 1 日 時 平成30年10月18日(木)午前9時58分～午前11時59分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎第4会議室
- 3 出席委員 12名  
和田会長、青柳委員、加藤委員、金森委員、武野委員、中山委員、林委員、日高委員、松崎委員、峯委員、森村委員、渡邊委員
- 4 欠席委員 2名  
佐藤副会長、松木委員
- 5 出席職員 村越福祉保健部長  
<高齢者支援課>  
山田高齢者支援課長、大木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、石渡介護予防生活支援担当主査、石谷在宅療養推進担当主査、鈴木施設担当主査、岸野高齢者支援課事務職員、縄稚高齢者支援課事務職員  
<介護保険課>  
坪井介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、奥資格保険料係長、横関介護サービス係長、山元介護認定係長
- 6 傍 聴 者 2名
- 7 内 容 (1) 審議事項  
ア 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)の総括について  
イ 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)の展望について  
ウ 平成30年度介護予防支援委託事業所について  
(2) 報告事項  
ア 平成29年度府中市地域包括支援センターの収支決算状況について  
イ 府中市介護保険事業実績報告について  
ウ 府中市地域密着型サービス指定関係部会の開催について  
(3) その他
- 8 配付資料 資料7 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定(更新版)  
資料17 第6期計画の総括

資料18 第7期計画の展望

資料19 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所

資料20 平成29年度府中市地域包括支援センターの収支決算書

資料21 府中市介護保険事業実績報告

資料22 府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告

## 9 全文録

事務局 皆様、おはようございます。本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成30年度第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を開催いたします。

本日は、佐藤副会長、松木委員から、所用のため、欠席とのご連絡をいただいておりますが、14人の委員のうち、12人の委員にご出席をいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、協議会規則第4条第2項により、本日の会議が有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日、傍聴を希望されている方が2人、お見えになっています。傍聴の許可につきまして、当協議会の判断をいただきと存じます。

会長 皆様、おはようございます。傍聴の申し出がありますので、皆様にお諮りします。傍聴を許可することに、ご異議はございませんか。

(委員からの「異議なし」の声あり)

会長 それでは、事務局は傍聴者を会議室の中に案内してください。

(傍聴人入室)

事務局 ここで、資料の確認をさせていただきます。まず、事前にご送付させていただきました資料が、資料7(更新版) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定、資料17 第6期計画の総括、資料18 第7期計画の展望、資料19 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所、資料20 平成29年度府中市地域包括支援センターの収支決算書、資料21 府中市介護保険事業実績報告、資料22 府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告となります。

また、本日の次第及び前回配付しました資料13の17ページ分のみを机上に配付させ

ていただいております。資料につきましては以上ですが、不足等はありませんでしょうか。

なお、会議録作成のためＩＣレコーダーを使用させていただきますので、委員の皆様におかれましては、発言の際にマイクを使用していただきますようお願いいたします。

それでは本日の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 はい、改めましてよろしく申し上げます。

それでは、前回の議事録の確定をしたいと思えます。既に委員の皆様には事前にメールにて送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

事務局 委員の方から修正のご連絡はございませんでしたので、今回、改めて資料配付はいたしませんでした。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

次に議題に入る前に、今回に持ち越しとなっていた前回の質問の件につきまして、「嚥下」の件と「特定健康診断」の件だったかと思いますが、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。それでは前回、第２回の事業の進捗状況の審議で、回答が保留となっていたご質問について、お答えします。

前回、配付しました資料１３の該当するページ、１７ページを本日お配りしていますので、ご参照ください。

まず、事業番号２４「歯科医療連携推進事業」において、「摂食嚥下機能支援に関する研修会の参加者が少なくなっているが、どのような方が受けているか」という質問について、健康推進課に確認したところ、「この研修会は一般市民向けと医療・介護などの専門職向けとを隔年で実施しており、２７、２９年度は専門職向けでした。参加者数は単純に前年と比較できませんが、前々年と比べても減っていることについては、摂食嚥下に関する知識が浸透してきていることが考えられます。また、２７年度に行った講演会方式では、知識が深まりにくいという意見があったことから、２９年度は事例検討形式とし、参加者が発言しやすいよう開催規模を縮小させたことに伴う減少がありました。また、２９年度は同時期に保健所でも類似した研修会を実施したことから、参加者を奪い合ってしまったことも考えられます。」とのことでした。

次に、事業番号２５「特定健康診査・特定保健指導」において、「受診者数が減ってい

る中、受診率が横ばいになっているのは、40歳から74歳の人口が変動したためか」という質問について、実施主体である健康推進課に確認したところ、「40歳から74歳の国民健康保険加入者の総数が減少したことに伴い、受診者も減少しております。受診率が横ばいになっている背景としましては、共働き世帯の増に伴う、社会保険加入者増が影響していると思われます。」また、「受診者数は40歳から74歳のみの数字なのか」という質問についてでございますが、「受診者数については、お見込のとおり40歳から74歳のみの数字となっております。」とのことでした。以上でございます。

会長 ありがとうございます。事務局から前回の質問に対する回答がありました。ご質問はありますか。

(委員からの意見・質問なし)

会長 それではないようですので、続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、次第1の「本日の会議について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは「本日の会議について」ご説明いたします。「資料7(更新版) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」をご覧ください。

前回、前々回において、この資料によりおおよそのスケジュールについてご説明いたしましたが、改めて本日の第3回協議会の位置づけについてご説明いたします。

第3回は上段の中央、緑色の枠で記してある箇所になります。本日、委員の皆様には、第6期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括、第7期の展望についての確認を行っていただきます。前回、第6期の進捗管理として、事業単位の評価を報告させていただきましたが、本日はその全体のまとめとなります。

また、第1回で第7期計画の概要をご説明いたしましたが、改めて、第7期計画の展望についてご審議いただきます。

次は地域包括支援センター運営協議会の内容になります。こちらは、今回の開催予定の資料に追加したものです。「各包括支援センターで委託することができる平成30年度の居宅介護支援事業所について」と「地域包括支援センターの収支決算」については、協議会において審議、報告するものとなっております。

また、報告事項として、第6期における府中市介護保険事業の実績、及び8月に開催しました地域密着型サービス指定関係部会について、ご報告させていただきます。

本日の会議は、概ね2時間程度を目途に進めていければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、次回、第4回の開催予定ですが、前回の資料では12月の予定でございましたが、

1か月ずらしまして、1月10日に変更してございます。恐れ入りますが、ご予定のほどよろしくお願いたします。説明は以上です。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。本日は、第6期の全体の総括、改めて第7期の説明があることが分かりました。また、地域包括支援センターに関して、委託事業所や収支決算の報告があることが分かりました。

それでは、事務局から説明のあった「本日の会議について」ご質問はありますか。

(委員からの意見・質問なし)

会長 それではないので、次第1は以上とします。

次に、次第2の審議事項(1)「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)の総括について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「(1)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)の総括について」、ご説明いたします。

前回「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る重点的取組及び事業の平成29年度実施結果」において、個々の取組、事業についてご審議いただきましたが、今回は、第6期計画全体の総括についてになります。

「資料17 第6期計画の総括」をご覧ください。資料のつくりとしまして、パワーポイントのスライド形式になっており、各スライドの右下に小さく番号が振ってございます。一番目のスライドの右下には1と振られています。以後、右下の数字で、スライド1、スライド2と表現させていただきます。

それでは、スライド2をご覧ください。「1計画の位置づけ」としまして、この「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)」が、上位計画としての「第6期府中市総合計画」、「府中市福祉計画」に依拠していることを示しております。

ページめくりまして、スライド3をご覧ください。文字が小さく申し訳ございません。「2事業評価の総括」としまして、第6期計画には、4つの目標があり、その下に17の方針、49の施策、87の事業があり、それぞれ、3段階、「○：計画のとおり実施」、「△：計画の一部を実施」、「×：未実施」の評価がなされました。なお、赤枠で示している方針は、重点的取組にあたるものとなります。

ページを移りまして、スライド4をご覧ください。「目標1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進」としましては、高齢者が元気な生活を続け、充実した高齢期を過ごせるよう、地域の資源を活用して、地域活動や就業、生涯学習など多様な場への高齢者の社会参加を促しました。全部で9事業ありますが、すべて「○：計画のとおり実施」の評価で、

全体として順調に進んでいます。

次に下のスライド5をご覧ください。「目標2 健康づくり・介護予防の推進」でございいますが、高齢者が介護の必要な状態にならず、元気で活動的な生活が続けられるよう、自ら行う健康づくり・介護予防を支援する取組を進めました。全部で17事業ありますが全て「○：計画のとおり実施」の評価で、全体として順調に進んでいます。

ページを移りまして、スライド6をご覧ください。「目標3 地域での生活を支える仕組みづくり」でございいますが、市民主体の地域での支え合う仕組みづくりを推進し、支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりを進めました。全部で49事業ありますが、うち「○：計画のとおり実施」の評価が47事業、「△：計画の一部を実施」が2事業と、おおむね順調に進んでいます。

次に下のスライド7をご覧ください。「目標4 介護保制度の円滑な運営」となります。これは、本市において堅調に制度運営を進めてきた介護保険ですが、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しがなされたことから、新しい介護保険制度への移行に努めました。全部で12事業ありますがすべて「○：計画のとおり実施」の評価で、全体として順調に進捗しています。

ページを移りまして、スライド8をご覧ください。全体の「まとめ」としまして、計87事業中、85事業が「○：計画のとおり実施」となり、これらにつきましては、一部の見直しを行いながら、引き続き取組を進めてまいります。また、「△：計画の一部を実施」が2事業となっています。2事業とも目標3の中のもので、一つ目が、「方針(2) 認知症支援の推進」の中の「生活環境の安定に向けた事業展開の研究」で、認知症等見守り支援事業の利用実績が半減したことによるもので、今後も利用動向に注視しつつ、保険外サービスのあり方について見直しを検討していく必要があります。

2つ目が、「方針(5) 高齢者の多様な住まい方への支援」の中の「公営住宅の高齢者入居枠の確保」で、都営シルバーピアの入居枠が、東京都より地元枠の割り当てがなかったことによるもので、今後も地元枠の確保について都へ要望してまいります。なお、評価「×：未実施」につきましては、0でございました。

次にスライド9「3計画の進行管理について」をご覧ください。本計画では、基本理念「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を実現するため、取組や事業をPDCAサイクルで管理してきました。第6期では、「市内部のマネジメントによる進行管理」と「市民・関係者が主体的に参加する進行管理」、こちらは本協議会による管理となりますが、この2つによって、進行管理しております。

第7期についても、2つの進行管理を継続してまいります。変更点として、進捗状況の評価について、重点的取組、事業のほかに、「サービス見込み量に対する実績値」を追加し、また、評価方法を、3段階から、4段階評価にすることできめ細かい進捗管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から、第6期の府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括として、4つの目標に対応する事業の評価について説明していただきました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等を受け付けたいと思います。何かございませんでしょうか。

質問内容については、4つの目標ごとに、「〃、〃、×」を集約されている評価方法でも結構ですし、また記載の説明文からでも結構です。

(委員からの意見・質問なし)

会長 ありませんでしょうか。それでは、何かありましたら最後のまとめの際に、またご質問等を承りたいと思いますので、審議事項(1)は以上とします。

それでは、引き続き、(2)の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)の展望について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、審議事項「(2)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)の展望」についてご説明いたします。

「資料18 第7期の展望」をご覧ください。第7期計画については、第1回の協議会にて、概要を説明させていただきましたが、第6期計画の総括を踏まえ、策定後に委員になられた方も多いことから、分かりやすいよう、パワーポイントにより資料を作成させていただきました。こちらの資料も各スライドの右下に番号が振ってございますので、その番号に沿って、スライド1、スライド2と使わせていただきます。

スライド1でございますが、こちらは表紙です。

下のスライド2でございますが、「1 高齢者を取り巻く状況」として、「市の概要」から「認知症高齢者数の推移(全国)」の状況を説明します。

ページをめくりまして、スライド3「立地状況」でございますが、府中市は、都心から電車で約25分のベッドタウンとして発展し、鉄道駅も14点在するなど利便性に恵まれています。人口は26万人、高齢化率は10月1日現在で21.6%になっております。

次にスライド4「財政状況」でございますが、歳入は、市税収入は増加傾向にあるものの、ふるさと納税に伴う個人市民税などの減が見込まれています。歳出は、高齢者や障害者の増加などによる医療費や各種手当の増、また保育関連経費の増により、民生費が最も高く推移しています。全体としては、依然厳しい財政状況が続くことが予想されます。

ページを移りまして、スライド5「総人口の推移」でございますが、市の総人口は、平

成 3 7 年の 2 6 万 4 千人をピークに減少する見込みです。府中市の高齢化率は、東京都の高齢化率より現在は低い状況ですが、平成 3 7 年以降、急激に伸び、平成 4 2 年あたりで、ほぼ東京都を同じ水準となる見込みです。

次にスライド 6「人口ピラミッドの推移」でございますが、平成 3 7 年に団塊の世代が、後期高齢者に移行しますが、第二次ベビーブーム世代、いわゆる団塊ジュニア世代も平成 5 1 年に 7 0 歳代になってきます。

ページを移りまして、スライド 7「高齢者人口の推移」でございますが、これまで、前期高齢者が多かったものの、平成 3 0 年に逆転し、後期高齢者の方が上回って推移する見込みです。

次にスライド 8「前期高齢者と後期高齢者の推移」でございますが、府中市の前期高齢者の今後の伸びは、全国、東京都と比較して、高く推移し、後期高齢者の伸びは、全国・東京都に比べ低いものの、長期的には高くなる見込みです。高齢者全体では、全国に比べ東京都と府中市の伸びは高くなっていき、市の伸びは東京都を上回る見込みです。

ページをめくりまして、スライド 9「世帯数の推移（東京都）」でございますが、東京都における高齢者のみ世帯は増加傾向が続き、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増える見込みです。

次に、スライド 1 0「全国の認知症高齢者数の推移」でございますが、認知症は、右のグラフのように、年齢が高くなるごとに有症率も高くなると言われ、認知症高齢者数は、平成 2 7 年で 5 0 0 万人強ですが、平成 3 7 年には 7 0 0 万人弱と推移し、6 5 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。

ページをめくりまして、スライド 1 1「2 介護保険制度を取り巻く状況」についての説明になります。

スライド 1 2「市の認定率の状況」をご覧ください。棒グラフが高齢者数、認定者数、折れ線グラフが認定率を示しておりますが、年齢が高くなるとともに要介護認定率が上がることが分かります。また、府中市、東京都の認定率は、全国と比べ、やや高くなっています。

ページをめくりまして、スライド 1 3「市の介護保険サービス別受給者数の推移」でございますが、要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスの利用者数も増加してきており、特に居宅サービスの利用者が大幅に増加していますが、直近では平成 2 9 年度に総合事業が開始されたことに伴い、やや減少しています。また、地域密着型サービスでは、平成 2 8 年度に地域密着型通所介護サービスが開始されたこともあり、直近の利用者が増加しています。

次に、スライド 1 4「市の介護給付費と介護保険料の推移」でございますが、府中市においても、全国同様に、高齢者の伸びを上回る速さで、認定者数が伸びており、それに合わせてサービス利用量も増加しています。サービス利用量の増加に比例して、その財源とな

る介護保険料も上がることから、給付と負担のバランスの取れた健全な財政を維持することが、持続可能な社会保障制度の確立につながります。

ページをめくりまして、スライド15、16が、「3 計画の目指すもの」となります。本計画の理念は、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」となり、計画を考える大切な視点として、3つ挙げております。

「地域包括ケアシステムの構築」ですが、地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療・介護、介護予防、生活支援などの支援を包括的に提供し、地域で支え合いながら自立した生活が支援される体制のことで、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年、2025年を目途に、その構築を進めることとしています。

「介護保険制度の円滑な運営」については、自立支援・重度化防止に向けた取組や制度改正の内容に対応しながら、周知・啓発に努め、制度への理解・協力を図り、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制づくりを進めます。

「自助・互助・共助・公助」は、個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを基本的な考え方としています。

それぞれの役割については、記載のとおりです。

ページをめくりまして、スライド17からは、「4 地域包括ケアシステムの構築」となります。地域包括ケアシステムを構築するため、第7期計画では、7つの重点的取組を掲げています。

スライド18では、地域包括ケアシステムのイメージ図を示しています。

ページをめくりまして、スライド19が重点的取組「住民主体による地域づくりの推進」となります。住民主体による地域づくりが求められるのは、行政による支援では対応できない、多様な市民ニーズに柔軟に対応するとともに、要支援者等がサービス・支援を選択できるよう充実することが、要介護状態等となることの予防や、地域において自立した日常生活を営むことにつながると考えられるためです。

また、地域の中で生きがいや役割を持つことは、自分自身の介護予防につながるとともに、地域における生活支援の担い手の増加にもつながります。高齢者が培ってきた知識や経験、技術を地域において発揮することが、今後の支え合いの地域づくりには必要となります。

この重点的取組の施策の方向は、「住民主体の地域支え合い事業の推進」として、地域支え合いのための情報提供・人材育成・居場所づくりの支援や、生活支援コーディネーターが中心となった生活支援体制を整備があげられ、次のスライド20では、概念図として、就労・企業、自主グループ活動などの地域住民の社会参加と、安否確認（見守り）や相談相手、地域サロンの開催などの生活支援サービスが重なったところが、見守り活動、

話し相手、買い物代行、地域ボランティア活動などの、生活支援の担い手としての社会参加につながるとしております。この体制をバックアップするのが、コーディネーターの配置、協議体の設置などを通じた住民ニーズとサービス資源のマッチングや情報集約など、市を軸とした支援体制の充実・強化となります。

ページをめくりまして、スライド21が重点的取組の2つ目「総合事業の推進」となります。平成29年4月に開始した総合事業は、要支援認定者等を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」で構成されます。

これらのサービスを提供するためには、自立支援と介護予防の視点を踏まえ、対象者の状況に応じて設定する長期目標、短期目標を利用者とサービス提供者が共有した上で、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではない適切な介護予防ケアマネジメントが必要です。施策の方向としては、「地域のニーズに合ったサービスの推進」として、まず、市独自基準の訪問型サービスの担い手である高齢者生活支援員について、市の研修修了者の増加促進及び就労先となる事業所をマッチングしていくとともに、利用実績や他市の状況等を踏まえた国基準サービスの在り方を検討していく「国基準と市独自基準のサービスの提供」、次に、「介護予防・生活支援サービス事業の検討」として、介護予防・生活支援サービス事業のうち、実施していないサービスについての検討をまいります。

次に「一般介護予防事業の推進」として、「ふちゅう元気アップ体操」や「地域交流体操」の開催により身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出する、「介護予防推進事業」と、介護予防の普及啓発のための介護予防講座の開催、各種イベント参加、相談への対応や、社会資源発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組みを支援する、「介護予防コーディネート事業」となっております。

目標値としては、地域交流体操の参加者数を18,000人、介護予防について意識して取り組んでいる人の割合のアップ、介護保険の軽度認定者が重度化する割合の減少を掲げております。

スライド22は、サービスの体系図となっております。

ページをめくりまして、スライド23が重点的取組「認知症対策の充実」となっております。これまでも認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの運営支援を実施しておりますが、国のオレンジプランを参考にさらに充実してまいります。

施策の方向として、「多職種連携による認知症対策」として、ケアマネとかかりつけ医との連携、顔の見える連携会議の開催を、また、「認知症の容態に合せた支援」として、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターとの連携など「認知症の早期診断・早期対応の推進」、と生活機能障害の進行度別のサービス等の理解を促進させる「認知症ケアパスの普及啓発」、「認知症高齢者を支えるまちづくり」として、「認知症ケア

の普及啓発」、「生活環境の安定に向けた事業展開の研究」、認知症の正しい知識と認識を深めるための認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの立上げ・運営支援のための「認知症高齢者を支えるまちづくり」等を掲げております。

次のスライド24は、在宅医療・介護連携会議認知症部会で作成している図で、認知症は誰でもなる可能性があることを認識し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、住民だけでなく、また、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターや認知症サポート医が連携していくことが重要になるだけでなく、認知症カフェや認知症サポーター、見守りネットワークなど地域の様々な資源を活用していくことが大切であることを示しております。

ページを移りまして、スライド25は重点的取組「医療と介護の連携強化」となります。医療と介護の連携については、医療と介護の関係者が一体となって市民の生活を支え、医療、介護、リハビリテーション及び生活支援に取り組むことが重要です。また、在宅療養に関しては、第6期計画期間中に在宅療養相談窓口を地域包括支援センターに設置して、在宅療養に関する相談対応を開始しました。今後も在宅療養や退院時等の連携の取組を充実し、市民に意識啓発するとともに、医療・介護連携の仕組みをつくる必要があります。

施策の方向としては、「医療と介護・福祉の連携の促進」の事業として、ケアマネジャー等介護従事者とかかりつけ医を中心とした顔の見える関係づくりや、地域包括支援センターを中心とした関係者とのネットワークを構築する、「医療・介護・福祉関係機関のネットワーク構築」、介護関係者に対する医療知識の習得と医療関係者に対する介護保険制度の理解を促進する「在宅療養に関わる専門職の相互理解」、「在宅療養環境の整備・充実」の事業として、「在宅療養の促進」、「かかりつけ医等の普及」、「在宅療養相談窓口の充実」、在宅医等が入院して加療が必要と判断した場合、在宅療養者を短期間受け入れる協力病院を整備する「後方支援病床の整備」、「高齢者医療ショートステイの充実」を実施します。

次のスライド26は「医療と介護の連携のイメージ」で、在宅における「生活支援・介護予防・地域」の関係、病気になったときの医療機関の関係、それに相談・調整する地域包括支援センターを図で示しています。

ページを移りまして、スライド27は重点的取組「介護者への支援の充実」となります。要介護状態になっても自宅で安心して暮らすためには、家族による介護が重要となりますが、介護が長期間になると介護者の心身の負担が大きくなり、介護離職や高齢者虐待に至ってしまう場合もあります。介護者の負担軽減や孤立化防止を図るため、介護者への支援を充実させる必要があります。

施策の方向としては、「相談支援体制の充実」の事業として、関係部署との福祉の相談体制の連携や、地域での相談体制として、地域包括支援センターの充実を、次の「介護者の交流機会の充実」の事業として、家族介護者教室の実施、介護者の交流支援、「

介護者への情報提供とサービスの推進」の事業として、現役世代の介護者に対するワークライフバランスの推進、緊急時のショートステイの確保を実施していきます。

スライド28は「家族介護者支援が求められる背景」として、要介護者の介護者の構成割合のグラフでは、配偶者や子など家族が約70%であること、要介護度別の同居介護者の介護時間の割合のグラフでは、介護度が上がれば、介護にあたる時間が増していくことを示しています。第8期計画に向け、家族介護者本人の人生の支援が、検討課題となるとしております。

ページを移りまして、スライド29は重点的取組「地域支援体制の推進」となります。これは、地域包括ケアシステムの取組を展開していくため、地域包括支援センターを中心とした地域支援体制を充実させ、地域包括ケアシステムの深化・推進とネットワークの拡充を進めるものとしています。

施策の方向としては、「地域包括支援センターの機能の充実」として、相談支援体制や情報提供の充実、医療的ケアが必要な高齢者へ医療機関と協力しての支援、ケアマネジャーへの支援、「地域ケア会議の推進」や「生活支援体制の整備」の事業を進めていきます。

次のスライド30は、「地域ケア会議と生活支援体制整備事業との関係性」を示したものです。地域ケア会議は、多職種協働により個別のケースの検討を通じて、ケアマネジメント支援やネットワーク構築を行い、その積み重ねから、地域に共通する課題を把握、地域づくりや資源開発、政策形成につなげます。また、生活支援体制整備事業は、住民主体の活動をはじめとする多様な資源の充実に向けて、生活支援コーディネーターを中心に、協働の基盤づくり、地域の視点と課題の把握、地域資源の充実の枠組みで地域づくりを支援します。地域ケア会議では、地域包括支援センターで開催している担当地区ケア会議や高齢者地域支援連絡会において、個別課題の解決やネットワークの構築を図り、その中で、地域課題を見つけ、そこから地域づくり・資源開発、そして政策形成へとつなげていきます。生活支援体制整備事業では、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターが支援している、わがまち支えあい協議会において、地域課題や地域資源を把握し、課題の解決や地域資源の充実、強化、開発を図っていきますが、双方で把握した地域課題や地域資源、ネットワークを共有していくことで、より効果的に課題解決につなげたり、地域資源を活用したりすることができます。

ページを移りまして、スライド31は重点的取組「多様な住まい方への支援の推進」となります。地域包括ケアシステム構築には、生活の基盤として必要な住まいが整備され、かつ、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが前提となりますので、その方の、心身の状態や「住まいと住まい方」の変化に応じて、介護・医療・予防・生活支援を柔軟に組み合わせた提供が想定されています。住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、多様な住まいのあり方について検討していきます。

施策の方向としては、「住まいの確保支援」の事業として、住宅に困窮している高齢者へ住宅を提供する「高齢者住宅の運営」、都営住宅など「公営住宅の高齢者入居枠の確保」や「住まいの情報提供」を、「住まいのあり方の検討」では、地域の実情に合った高齢者の住まいのあり方について、住宅施策と連携して検討します。なお、これは次のスライドにつながります。「住環境の改善支援」では、住まいのバリアフリー化を図る「住宅改修支援」を行います。

次のスライド32「住まいのあり方の検討」につきましては、「市内の検討体制」として、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者などの「住宅確保要配慮者」の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、市、不動産関係団体や居住支援団体などで構成される「居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する予定です。検討時の大切な視点として、高齢者自身の意思で選択していくことが大切ですが、高齢者本人と、家族の希望とで、家族の介護の関わり方に若干希望のずれがあることがみえます。

ページをめくりまして、スライド33からは「5 介護保険事業の円滑な運営」になります。

次のスライド34では、本計画策定に先立ち改正された介護保険制度の内容になります。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保に配慮し、サービスが必要な方に必要なサービスが提供されるようにすることが目的となります。この中でも、「地域包括ケアシステムの深化・推進」として、「1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」の取組を計画に位置づけることとし、本計画では「(1) 市が目指すべき方向性についての考え方の共有」、「(2) 住民主体の通いの場等の創出、担い手の養成」、「(3) 多職種が連携した地域ケア会議の定期的な開催」、「(4) 生活支援コーディネーターや協議体における地域資源の効果的な活用」、この4つを位置づけています。また「介護保険制度の持続的可能性の確保」として、「4-2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする」とあります。また、本市では、介護保険条例を改正し、保険料段階を14段階から16段階へ見直しました。

ページをめくりまして、スライド35「介護保険料算定の流れ」につきましては、第7期3年間の保険料基準額の設定の流れを示しております。先のスライドにありました保険者機能を強化するためには、今後は、地域包括ケア見える化システムなどを活用して、サービス見込み量の計画値と実績値とを照合・原因分析するなど、毎年度の取組を検討することが求められます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。

ただ今事務局から第7期計画の展望を説明していただきました。一度聞いただけでは何を言っているのか分からないかもしれませんが、いずれにせよ、大切なことはスライド16、17となります。2015年、2018年と介護保険制度の改定が2回ほどありましたが、いずれもメインテーマは地域包括ケアシステムの構築ということでございます。

それを実際に構築するために7つの重点的取組を具体化していこうという1つの流れになっています。その中でも多職種連携や地域の問題などがありますが、注目していただきたいのが、スライド16の「自助・互助・共助・公助」の考え方ですが、このうちの「互助」の点を充実していくことで、地域包括ケアシステムの構築に結びつくものと思われま。それを含めて事務局のほうから説明がございましたので、何かご質問・ご意見等がありますか。

委員 スライド27の「介護者への支援の充実」のところで、「相談支援体制の充実」の中の「地域での多様な相談体制として、地域包括支援センターの役割を充実」とあるのですが、具体的にはどのような内容でしょうか。また、「介護者への情報提供とサービスの推進」の中の「介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイ用ベッドを確保」とありますが、前年度の実績や必要時に確保できていたのかが分かれば教えていただきたいです。

事務局 まず1点目のご質問ですが、地域包括支援センターでは昨年度から総合相談支援事業を実施することで広く対応してきました。

2点目のご質問ですが、府中市におきましては、ご本人の状態に合わせて複数のショートステイ事業を実施しております。まず1点目に有料老人ホームにおけるショートステイ事業がございます。昨年度の実績は3名で合計19泊ございました。2点目は養護老人ホームで実施している自立支援ショートステイというもので、これは介護度がない方や比較的軽度の方を対象としたものですが、昨年度の実績は延べ221日ございました。3点目は認知症の方を対象とした認知症緊急ショートステイでして、昨年度の実績は3名で延べ18日ございました。

最後に、医療的ケアが必要な方に対するものとして、高齢者医療ショートステイ事業を実施しておりまして、延べ368日の実績がございます。

森村委員 はい、ありがとうございました。地域包括支援センターの役割の充実として具体的なものはないということでしたが、例えば予算をもっとつけるとか、人員をもっと増やすとかいう対応は考えていないということでしょうか。

事務局 そうですね、予算等をつける予定はないです。地域包括支援センターでは家族

介護者教室を実施しておりまして、そういったところで家族介護者も情報共有ですとか負担軽減につなげていければと考えております。

委員 分かりました。

会長 他にありますでしょうか。

委員 先ほどの委員の質問と同様かもしれませんが、スライド27の「介護者への支援の充実」の中でショートステイ事業の平成29年度の実績を伺ったところなのですが、こちらの数値をもって事業が順調であると捉えているのでしょうか。

事務局 順調かどうかということですが、緊急時に対応するという性質もございまして、目標値というものを具体的に設置してはおりませんので、評価をすることは難しい状況です。しかしながら、個別のケースごとにご相談をいただくなかで、ショートステイ事業として実施できていますので、必要な案件に対して対応できたものと認識しております。

委員 ありがとうございます。介護保険をご利用されている方の実績については伺っていないようなのですが、そちらの方は把握されてますでしょうか。

事務局 介護保険の給付に関しましては、施設と利用者の方の間での話となり、直接市の方で間に入って対応するものではありませんので、具体的な件数は把握していませんが、給付の方でデータは集まってくるのである程度の実績は分かると思います。今この場では、データを持ち合わせておりませんので、また後日お答えさせていただければと思います。

委員 分かりました。

会長 その他、何かありますでしょうか。

委員 スライド21の「総合事業の推進」のところなのですが、施策の方向の中にある「地域のニーズに合ったサービスの推進」の中で高齢者生活支援員についてなのですが、先日、東京都社会福祉協議会から提供されたアンケート結果の中で、介護職の人材の確保・育成の状況は東京都内でもばらつきがあるようです。自治体によっては高齢者生活支援員が数百名いるところもあれば、府中市を含む2自治体は一人もいないとのことで、研

修を実施しても人材確保には結びついていない状況があるようでした。ここで、市の研修修了者の増加促進を掲げられていますが、自治体によって数百名からゼロ名とかなりばらつきがあることに対して、どのような課題認識をされていますか。

事務局 ただ今のご質問いただきました高齢者生活支援員につきましては、昨年度は概ね40名の方に研修を修了していただきました。ただし、就労されたという報告が得られていないので、こちらとしてはマッチング不足という点で課題があったものと考えております。確かに他市の状況を見ますと、非常に多く就労実績を積んでいるところもありますが、近隣市で情報交換をする限りでは、研修終了者があくまでも社会教育の一環として受けている方であることが多く、マッチングには苦慮していることが共通課題としてあることも分かりましたので、本市としましては就労実績を上げていくためにも、今年度もまた2回実施する予定ですので、事業所とのマッチングを研修の中に組み込んで、かつ研修修了の方が増えるように、今年度からは幼稚園や児童館へのチラシの配布を行っております。11月に行う研修予定者は確定していないところではあるのですが、1名でも多くの方に就労していただければと思っております。事業所の方の協力もないと、なかなか就労には結びつかないことだとも思っておりますので、よつや苑さんをはじめとして様々な訪問事業所の方に協力していただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

委員 分かりました。

会長 いずれにしても、研修を受けて、それを就労につなげるということが大事なわけですから、このあたりを府中市が音頭を取りながらぜひ進めていただきたいと思えます。

ここで、ついでにですが、「地域のニーズに合ったサービスの推進」の中で「介護予防・生活支援サービス事業のうち、実施していないサービスについての検討」とありますが、具体的にはどのようなことを検討されているのか教えていただきたいと思えます。

事務局 現在、本市の総合事業の中で通所型サービスや訪問型サービスで提供しているものは、従前相当のサービスといわれるもので、かつての予防給付のサービスとなりますが、それと緩和した基準のサービス、いわゆるサービスAを提供しております。そのほかにも総合事業の中には、サービスB、サービスC、そして訪問型サービスの場合にはサービスDというものもございまして、これらにつきましては、本市では実施しておりません。ただし、実施していない事業についても検討していこうということで、来年度の予算要求の段階であり、財政当局に提案している段階ではあるのですが、短期集中で改善を図るサービスCについて実施することで、要支援の認定を受けた方が、自立支援や重度化防止の効果が期待できるのではないかと考えておりますので、短期集中で保健医療、リハビリテ

ーション職の方に関わっていただくことで、改善が図れるよう積極的な介入を行っていくことが非常に重要なことだと考えております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。総合事業のうちサービスCを重点的にやっていきたいということでした。

その他、何かありますでしょうか。

委員 スライド25の「医療と介護の連携強化」についてなのですが、施策の方向の「在宅療養環境の整備・充実」の中の「後方支援病床」についてお伺いします。これが、行政の委託としての考えであるのかという点、また目標設置数があるのかという点について今の段階で考えがあれば教えていただきたいと思います。

また、もう一点は質問ではないのですが、今回の資料が全体的に色を多用されていてすごく見やすいものとなっており、非常に色彩のユニバーサルデザインを考慮されているものかと思いますが、一部出典元の資料が見つらいものがありますので、今後市民の方へ公開される際には、ひと手間加えていただけたら幸いですのでよろしくお願いします。

事務局 後方支援病床の整備ですが、こちらは市内の病院に対し委託で実施することに向けて準備を進めているところです。病院数は、現在、高齢者医療ショートステイを実施していただいている4病院を予定しており、来月からの実施に向けて、準備を進めているところです。

委員 ありがとうございます。

会長 他にありませんでしょうか。

委員 スライド23の「認知症対策の充実」についてですが、新オレンジプランには若年性認知症対策についても含まれていることと思いますし、認知症部会では若年性認知症のガイドブックを作っていますが、こちらでは「認知症高齢者」という表現で書かれています。若年性認知症の方は厳密には高齢者には含まれませんので、こちらの管轄ではありませんか。

事務局 資料18は第7期計画をまとめたものでございますので記載はございませんが、若年性認知症の方への支援につきましても、認知症対策の一環としてやっていく予定でございますので、その点よろしくお願いします。

委員 表現として「認知症高齢者」としてしまうのでしょうか。今後そこが新オレンジプランの中でも注目されている部分でもありますし、例えば「認知症の人」という表現に変えることは考えられませんか。

事務局 表現につきましては、第7期計画で書かれている表現で書かせていただいておりますので、表現につきましては今後の第8期計画を作成する中で検討していきたいと考えております。

会長 よろしいでしょうか。いずれにせよ、30代、40代などの若年性認知症の方も最近多くなっているところでして、それは新オレンジプランにおいても施策として掲げられているところなので、この点も踏まえて判断をしていただけたらと思います。

その他、何かありますでしょうか。

委員 質問ではないのですが、スライド28の「家族介護者支援が求められる背景」の中の、「第8期計画に向けての検討課題」のところ、介護者を主体として支援サービスを提供するとなると、高齢サービス以外の行政サービスまで拡充するのかどうかという議論が出てくると思います。円グラフを見ると、介護者が配偶者のケースと子のケースだけでも合わせて45%を占め、色々な世代の方がいらっしゃるとなると、他課との協議や連携が必要となるのかなと、資料を見て思いました。ぜひ検討する際には、生活の問題とか家族問題も当然注意しなければならないご家族もいらっしゃると思うので、そのところのアセスメントも検討課題かなと思いますので、要望ですけれども、検討できる場があるとよいなと思いました。

事務局 ご意見ありがとうございました。委員も仰るとおり、高齢者を取り巻く課題としまして、円グラフにありますとおり様々な方々が関わっているというところです。高齢者一人の問題ではなく、高齢者を在宅で支えるお子さんだったり、他の方々の問題も多様化しています。また多くの課題を抱えている家庭も多くなっていると認識しておりますので、その課題を解決するためには、高齢者施策部門だけでは解決できない課題も多いと思っておりますので、庁内で様々な部署が連携して課題解決に取り組んでいく仕組みを含めて、今後検討していかなければならないと考えております。

会長 他にありませんでしょうか。

委員 スライド31の「多様な住まい方への支援の推進」なのですが、まず一つは単身世帯の方について今後検討されていることがあるかという点と、住宅改修件数が現状と目

標について記載されているのですが、これは目標値設定の根拠があるのか、もしくは予算の上限によって決められたものなのかという2点について質問させてください。

事務局 まず1点目の単身高齢者の住まいですが、ご存じのとおり府中市では「高齢者住宅やすらぎ」を展開しております。まずは「やすらぎ」の運営を引き続きさせていただき、空きがあれば、年に1回程度募集をさせていただいて、引き続き「やすらぎ」の利用をすすめさせていただければと考えております。しかしながら、戸数は限られておりますので、今後増え続ける単身高齢者の住まいの確保については、公営住宅分だけではまかなえるものではないと考えておりますので、そちらにつきましては、今年度から高齢者向けの住替支援事業を開始いたしまして、住み替えの相談を依頼し、高齢者の方々と一緒になって新たな住まい探しというものを応援させていただき事業を開始しております。既にかなりの数のご相談をいただき、住み替え支援につながっているところですので、引き続きこの事業を継続していきたいと考えております。

2点目の住宅改修の目標の件数の件ですが、まず府中市の総合計画における目標におきまして、平成33年度の目標件数が大きなところで決められているのですが、それが120件となっております。この総合計画の件数については、平成25年度当時の実績の伸び率などを加味して平成26年度から始まっておりまして、当時の伸びから推測しまして、おそらく数年後にはこれくらいの件数になっているだろうということで設定した目標値でございます。住宅改修につきましては、目標件数を目指すことがよいというものではなく、あくまでも市として適切に対応していけばこれくらいの件数になるのではないかと思います。参考値に近い目標値でして、こちらの件数を何が何でも目指すという性質ではないことをご承知おき願います。

会長 他にありませんでしょうか。

委員 後ほど確認しようと思っていたのですが、ちょっと教えてください。資料17の「第6期計画の総括」の最後のまとめのところにあったのですが、実施できなかった事業59の公営住宅の高齢者入居枠の確保に、言葉として「地元枠」というものがあり、先ほどの委員の質問のところでも、「高齢者入居枠の確保」というものがあつたのですが、都営住宅を借りるうえでの仕組みが少し分からなかったので「地元枠」という表現について東京都とどのような流れになっているのか教えていただければと思います。

事務局 こちらの事業は住宅勤労課が所管するところではあるのですが、都営住宅というのが都民でしたらどなたでも入居できますので、空きが出た場合は府中市民以外でも借りることができるのですが、府中市のほうで公募等の手続きを行うことで、地元の方を優

先的に案内することがございます。この手続きは住宅勤務課が所管する都営住宅だけでなく、高齢者支援課が所管する都営住宅シルバーピアにおいても同様の手続きを案内しております。シルバーピアについては、東京都から地元枠の手続きをするかどうかの案内があった際に実施しているところですが、今回は東京都から案内がなかったことから、計画の一部を実施したと評価したところでございます。

会長 確か東京都のシルバーピア計画はあまりやらないということになっているかと思うのですが、そのあたりの情報は入っていますか。

事務局 確かに公立のシルバーピアを増やすという話はないのですが、既存の都営住宅で空きが生じた場合に市民の方を優遇するものが地元枠の説明になりますので、特に新しく増設するという話は来ておりません。

会長 ありがとうございます。

何か他にありませんでしょうか。よろしければ感想も含めて指名させていただきますが、委員いかがですか。

委員 スライド29の「地域支援体制の推進」のところで、地域包括支援センター機能の充実がありますが、全般的に地域包括支援センターを絡めていて、それぞれの取組を経て機能を充実させていくということは分かったのですが、実際に包括の方もかなり業務的に大変な状況だということは見て取れるので、なかなか回りきらないところも出てきているのではないかというのが、正直な印象としてあります。先ほど人員の増強ということは現状考えていないとのことだったので、そこに関しては今後対策が必要になってくるのかなと思っております。

会長 今、委員からもあったように、地域包括支援センターはかなり業務量が多いということもございます。その辺も含めて事務局の方で考えはありますか。

事務局 地域包括支援センターの業務が非常にきつきつという状況になっていることは、こちらも認識しております。確かに予算との絡みもございますので、財政当局との折衝の中で検討させていただければと思いますし、また高齢者の人口増もございますので、その点も十分考慮して今後検討してまいります。

会長 次に委員、お願いできますでしょうか。

委員 全体的に非常によくまとまっていて、先ほどから何人かの委員からもありましたが、カラーで非常に見やすいことは評価できるものと思います。やや偏った話になるかもしれませんが、スライド25の「医療と介護の連携強化」のところで、「医療・介護・福祉関係機関のネットワーク構築」でしたり「在宅療養に関わる専門職の相互理解」に関連する様々な会合が開かれており、私も参加しておりますが、じわじわとですが顔が見える関係が築けていて、また介護関係者に対する医療知識の習得と医療関係者に対する介護保険制度の理解の促進についても、じわじわと進んでいると思うのですが、これに関して特別に何か目標設定というものがあれば教えていただければと思います。

事務局 目標につきましては、現在は、スライド25に記載している「医療と介護が連携している割合」を3年ごとに実施しているアンケートの中で確認する予定でございます。在宅療養に関する専門職の相互理解という点では、今年度から介護関係者、医療関係者それぞれに、介護関係者には医療知識とか医療制度について、今年度実施したものは保健所の役割等なのですが、そういった医療関係の知識を深めていただく研修を行っておりますし、医療関係者には介護保険制度の基本的な部分を学んでいただくというところで研修を開始しております。そうしたところから、徐々にそれぞれの理解を深めていただくということで現在取り組んでおります。

また、昨年度から多職種研修というものをさせていただき、顔の見える関係というところからスタートしているところでございます。やはり課題というのは、お互いが何をやっているのか分からないというところから出てくる課題と、お互いが何をやっているのか分かっているうえでの課題とは違ってくるものであると考えております。その部分をこれから行政として整理をさせていただき、よりよい関係づくりにつなげられるよう工夫してまいりたいと考えております。

会長 ありがとうございます。委員、何かございますか。

委員 ちょっと要望になるのですが、7年前までは70歳、77歳、80歳、88歳というようにお祝い金があったんです。そうすると、70歳からこの地区にはお年寄りがいらっしゃるとい名簿が来るわけですね。ところが7年前にそれが廃止されて今は77歳と88歳のみのお祝い金になってしまっているんです。高齢者支援課からは熱中症予防の啓発に関する案内が来まして、お年寄りのところに回って歩くのですが、そういう情報が少ないので一握りの人しか配れていない状況なんです。ですので、できましたら、70歳からの地域の高齢者の名簿が頂けたらなと考えております。

事務局 ご意見ありがとうございます。仰るとおり以前は様々な年代を捉えて訪問して

いただけるということはあったところでございますが、やはり今後高齢者が増え続けていく中で、同じようなやり方で地域の高齢者の問題を把握したりですとか、そういった形を続けていくことは難しいと認識しております。その中でよりよい方法、お祝い金という形だけでなく、色々な形で高齢者の方々とコンタクトを取れる機会がそれぞれの部署でございますので、そちらの方を有効に活用させていただきながら、問題を抱えている高齢者の取りこぼしがないように連携をしていくことが今後必要と考えております。

ですので、名簿を70歳から提供するという点も、現在は個人情報の観点から難しいという点をご承知かと思っておりますが、先ほど申しあげましたが、様々な課題を抱えている場合には、やはり地域で共有するという点も含めまして、今後よりよいあり方について考えてまいりたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。それでは、委員お願いいたします。

委員 感想になってしまいうんですけれども、たとえばスライド31の「多様な住まい方への支援の推進」のところ、高齢者住宅の運営というところで、果たしてやすらぎの入居希望者の需要を満たしているのかでしょうか。入居できた方はよかったというのですが、入居できなかった方もいたという話も聞いたので。

また、総合事業の方ですけれども、先ほどからいっぱいお話が出ていますけれども、いわゆる担い手、ヘルパーさんがいる事業所で本当は受けたいんですけれども総合事業の方が単価が安いから大変だとかということも聞いているのですが。

事務局 今、高齢者住宅やすらぎの方に入居できなかった方への対応はどうしているのかというご質問をいただきました。お申込みいただく中には、立ち退きですとか緊急に住み替えをしなければいけないという方もいらっしゃいますし、中にはもしも入れればもっと家賃などの条件がよくなるのになという方がいらっしゃいます。高齢者住宅の方にも十分な空きがあるわけではありませぬので、残念ながら入れなかった方も出てまいります。そのような方に対しましては、今年度から開始しました住替支援事業をご紹介しているところです。

ご意見いただきました担い手の部分につきましては、確かに高齢者生活支援員を養成するにあたって、訪問の事業所の方ともお話をさせていただいております。報酬の単価もさることながら、やはりヘルパーさん全体としての人材不足の影響から要支援者まで手が回らないという現状も理解しておりますので、報酬の部分また担い手の部分の両面から積極的にマッチングを図っていかねばならない施策かなと考えております。

会長 よろしいでしょうか。それでは委員お願いします。

委員 特別問題はないと思うのですが、あえていうならば事業の総括の手法がざっくりすぎるかなという印象です。事業をやったかやらなかったということを「 、 、 × 」として、それが次につながるのか難しいなと思って見ていましたが。

あと、あえてお聞きすることがあるとすれば、府中市が全国と比べて介護保険の認定率が高いようですが、これは地域的な特性があるのでしょうか。

事務局 ただいまのご質問の認定率の件についてお答えいたします。確かに府中市の場合は認定率が高い傾向にあるのですが、地域性というところでは把握はできておりません。やはり都市部の交通の便が良い地域は高齢者の方にとっても住みやすいということにつながるのかなということもありまして、微増ではありますけれども府中市の人口も増え続けているところでもありますので、そういったところも影響があるのではないかと想定しております。

委員 ということは高齢者の流入が多いということですか。

事務局 高齢者の流入というよりも、出ていく方が少ないのではないかと印象がございます。

全国的に比べて認定率が高い件ですが、総合事業が始まったことで比較しづらくなっている状況がございます。今までは要介護1から要介護5、また要支援1、2の7段階の認定の度合いだったのですが、総合事業が始まったことにより、それに加えて事業対象者というものがございます。その事業対象者の数を全国的に比較しているものがなく、それを足し合わせて認定率としていないこともあって、事業対象者を積極的に進めている近隣市では稲城市や多摩市では認定率が低く、府中市は高いという現状もあるので、できればそのあたりをトータルした比較が必要かなと考えております。

会長 よろしいでしょうか。評価の仕方については改めて委員会の方で細かくやらせていただきたいと考えております。ということで、審議事項(2)は以上とします。

それでは、引き続き、(3)の「平成30年度介護予防支援委託事業所について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、「(3)平成30年度介護予防支援委託事業所について」、ご説明いたします。「資料19 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所」をご覧ください。

まず、表題にある、第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務についてです

が、要支援認定者等に対する、ケアプラン作成等のケアマネジメント業務が、これにあたります。この業務は、地域包括支援センターが本市の指定を受けた「指定介護予防支援事業所」として、又は地域包括支援センター自身の業務として実施していますが、介護保険法（第115条の23第3項、第115条の47第5項）により、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できるようになっています。

委託できる事業所については、この協議会の中でご承認をしていただくことになっていますので、審議事項として提出させていただいております。

それでは、1ページ目をご覧ください。1ページから3ページが、「1 府中市内に所在する居宅介護支援事業所」の一覧になっており、名称、所在地、委託している地域包括支援センター名称を示しております。委託している地域包括支援センター名称の欄につきましては、実際にその事業所に委託している地域包括支援センターを示しており、空欄になっている事業所については、委託がないものの、市内の事業所として委託の可能性がある事業所となっております。59事業所のうち、委託がある事業所は44となります。

4ページ、最後のページをご覧ください。こちらは「2 府中市外に所在する居宅介護支援事業所」の一覧となります。隣接市の事業所のほか、様々な事情により府中市にある住民票を移動させずに、その居住先で予防マネジメントを受ける方がいる際に、委託されている市外の事業所となり、全部で12ございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、地域包括支援センターにおける平成30年度介護予防支援委託事業所について説明していただきました。

それでは、事務局から説明のあった「平成30年度介護予防支援委託事業所について」ご質問・ご意見等はありませんか。

（委員からの意見・質問なし）

会長 ありませんか。それではないようですので、審議事項（1）は了承されたものとして審議は以上とします。

それでは、引き続き、次第3の報告事項（1）「平成29年度地域包括支援センターの収支決算状況について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、「（1）平成29年度府中市地域包括支援センター収支決算状況について」、ご説明いたします。「資料20 平成29年度府中市地域包括支援センター収支報告書」をご覧ください。

地域包括支援センターの収支報告につきましては、地域包括支援センターの運営協議会の所掌事務として、その提出を受けるものと示されておりますので、ここで報告するものです。

それでは、表紙のページをめくりまして、1ページをご覧ください。まず、上段の「府中市地域包括支援センター全体」の表をご覧ください。収入についてでございますが、委託料と介護報酬から成り、委託料の内訳としましては、基本業務、在宅医療・介護連携推進事業関係業務、その他ネットワーク構築等業務となっており、介護報酬としましては、指定介護予防支援と第一号介護予防支援事業に対するものとなっております。収入の内訳の割合は、委託料が88%、介護報酬が12%となっております。

次に支出ですが、主に人件費とその他経費となっております。人件費は、委託事業の基本業務、在宅・医療介護連携推進事業等及び指定介護予防支援事業となっており、その他経費は、事務費等となっております。支出の内訳の割合は、人件費が91%、その他経費が9%となっております。下段から、泉苑以降の各地域包括支援センターの収支の表を掲載しており、おおよそ全体の表と同様の割合を示しております。

ただし、2ページ上段の、よつや苑の支出額につきましては、数字を修正する必要があることが分かりましたので、議事録案の送付などの機会に合わせて、修正した資料をお送りしたいと存じます。数字としては、掲載の支出額より少ない額となり、収支の差額も小さくなる見込みです。

最後の7ページをご覧ください。こちらは、各センターの収支決算の比較を参考に掲載しております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

よつや苑については修正版を送付するということでしたが、府中市の全体の額も変わるということによろしいでしょうか。

事務局 そうですね、全体も動くという形になると思います。こちらについても修正版を追って送付したいと考えております。

会長 分かりました。それでは、これについてご意見・ご質問等がありますか。

委員 収支の方を見させていただきました。一般的に収支でマイナスが出ているということはどう捉えたら良いのかなと思うところなのですが、各地域包括支援センターの収支を見ますと大分差がありますが、先ほども質問にありましたが、包括の人員体制などに支出が多くかかっている状況があるという数字ということによろしいでしょうか。また、それに対してどう考えていらっしゃるでしょうか。

事務局 各地域包括支援センターで、マイナスが出ているというような資料となっております。こちらの方は収支の数字ではございますが、包括的支援事業と指定介護予防支援関係業務のみの数字となっております。地域包括支援センターはここに挙げている数字以外にも介護予防に関する委託事業ですとか他の事業を受けている形がありまして、それが載っていないところがあります。これらによって数字のバランスが変わってくることも認識しておりますので実際にはもう少し収支の差というのは縮まるのではないかというふうに捉えておりますが、赤字の受託事務に関しても各予算編成の際に検討する必要があるものと考えております。

また、各地域包括支援センターの運営にもよりますけれども、非常に運営が厳しいところがあるということも認識しております。財政状況も非常に厳しいところでございますので、先ほども申しあげましたが、高齢者人口の増を考慮して十分な予算確保に向けて財政局と調整をしていければと考えております。

会長 よろしいでしょうか。いずれにしても11か所すべてがマイナスというところで、場所によっては1000万円以上を超えているところもございますので、これから高齢者がかなり大変だというなかで、ここを地域包括の要にしようということでございます。そういう意味ではマイナスではなくて、とんとんくらいでできるシステムをきちんと作るということが重要かと、おそらくみんな法人におんぶしてですね、マイナス面をゼロにしてもらっているという状況かと思えます。そうではなくて独立してきちんとやれるような状態にしていくことが大切かなと思っておりますので、ぜひ予算等についてこのあたりに力を入れていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。そのほか何かありますでしょうか。

委員 この赤字というのは毎年のことなのでしょうか。あと、委託料が各法人で違うのですが何か算定の性質によって動くことがあるのか。あと、他市の包括の場合で、余った場合は払い戻しということもあるのですが府中市の場合はそのようなことがあるのかについて質問します。

事務局 委託料の算出につきましては、基本的な業務をやることに関しては固定費みたいなものがあるんですけども、地区ごとに高齢者の人口が異なっておりますので、それによって金額の乖離というものもございます。また、委託料の払い戻しの件ですけども、毎年度報告いただいて精算という形で、もし余りが出れば戻していただくということになるんですけども、これらの包括の基本業務につきましては今のところ払い戻しはなかったのだと認識しております。あと平成29年度より前の状況でございますけれども、包括の

収支はマイナスの形で続いているところでございます。

会長 他にありませんでしょうか。

委員 こちらの資料なんですけれども、包括のすべての収支状況ではないということがありました。おそらく認定調査の評価数や調査票などもこちらの中には入っていないのかなという気がして見させていただいたのですが、事前に資料を頂いたときにふと思ったのが、おそらく事務局としても何か意図があっただけで提示いただいたのかなと思っているんですけれども、その意図についてもう少しお聞かせいただくと、私たち委員としても見方が変わってくるのかなという気がいたします。会長が仰ったように、これから総合事業が始まる中で包括に量的にも質的にも求められるものが増えるということは認識しておりますが、やはり協議会総意をもって、例えばこちらの方に予算化をした方が良いですとか、そのような意見を出すべきかなと思っているのですが、こちらの資料だけでは果たしてそのような意見を言うには拙速かなと思っておりますので、そのあたりのところも今一度精査をしていただけたらと思います。こちらの資料だけでは一人歩きをして誤解が生じているのかなという気がしております。

事務局 地域包括支援センターの収支決算報告につきましては、国の方で定めております地域包括支援センター運営協議会の中で、こういった資料を提出するものということで示されているものでございます。その中で本来の地域包括支援センターの業務に組むこととなりますので、こちらの方では包括的支援事業と指定介護予防支援関係業務に絞らせていただいているところでございます。

これらの資料を提出させていただいている理由でございますけれども、こちらの運営協議会の役割の中で、地域包括支援センターの事業報告、各センターでどういったことをやっているのか、事業の評価をする回もございますので、そういった際に参考にさせていただくような形での資料として提出させていただいているところでございます。基本的には地域包括支援センターでの他の委託業務も受けているんですけれども、今回は今提出させていただいている事業で留めさせていただいているところでございます。

今回、委員の皆さんが新しくなり、協議会もまた一からスタートということもありまして、今回の収支決算の報告につきましても担当の方と相談をさせていただき、このようなスタイルにさせていただいたところです。委員も仰るとおり、これだけで評価されるものではないものと考えておりますので、今後こういう資料を出させていただくときにも、事務局としても皆さんに、正しい情報というところであれですけれども、誤解のないように資料の作成と説明をさせていただければと考えております。ありがとうございました。

会長 これが一歩きをしまして問題が出てくるということもありますので、ぜひそのへんも含めて考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、報告事項の(2)「府中市介護保険事業報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、府中市介護保険事業実績報告につきまして、説明させていただきます。

資料21をご覧ください。当該実績報告は、「地域包括ケア見える化システム」実行管理機能による進捗管理でございまして、平成30年度から、介護保険事業については、国の通知「介護保険事業(支援)計画の進捗管理について」に基づき、国から提供されている「地域包括ケア見える化システム」を活用することで、進捗管理を行ってまいります。

また、進捗状況については、毎年、計画協議会において報告を行います。

なお、指針において、進捗管理については、認定率や受給率、受給者1人あたり給付費の3つの視点に基づいて分析を行うことを推奨していますので、その手順に沿って進めてまいります。

はじめに、1の介護保険事業第6期総括表ですが、第1号被保険者数や要介護認定者数、要介護認定率、総給付費及び1人あたり給付費について、実績値と計画値及びその対比を示しております。計画に対する実績ですが、水色の網掛けの第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護人定率につきましては、概ね計画どおりの推移となりました。また、オレンジの網掛けの第6期の総給付費は3年間の合計が計画対比で94.2%で、概ね計画どおりの実績でした。

2ページに移りまして、続きまして、2-1の介護保険事業第6期総括表詳細(利用者数)ですが、各サービス別に実績値と計画値及びその対比を示しております。まず、計画との対比としましては、概ね計画どおりの実績でしたが、一部のサービスについては、計画と大きく乖離するものがありました。

次に、計画との乖離理由としまして、まず、水色の網掛けの地域密着型通所介護サービスは、32.2%の乖離がありますが、これは、平成28年度から新設されたサービスであり、当初想定していた利用者数に比べ、実績人数が伸びなかったためと分析しております。

次に、ピンクの網掛けの短期入所療養介護は、167.2%の乖離がありますが、これは第5期3年間の減少傾向を受けて見込んでいた計画値と比べ、実績値が下がらなかったためと分析しております。

次に、緑の網掛けの定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、13.1%の乖離がありますが、これは開設した事業所の利用者数が見込みより少なかったためと分析しております。次に、黄色の網掛けの看護小規模多機能型居宅介護は、乖離がありませんが、これ

は開設した事業所がなく、利用環境が整わなかったためでございます。

3 ページに移りまして、続きまして、2 - 2 の介護保険事業第 6 期総括表詳細(受給率)ですが、各サービス別に受給率の実績値と計画値及びその対比を示しております。計画との対比としましては、計画における給付費の積算要素である受給率について、乖離状況を分析しました。各サービスの受給率に大きな乖離は概ねみられませんでした。一番乖離が大きかった水色の網掛け の地域密着型通所介護がマイナス 1.3% でした。これは、2 - 1 の利用者数での説明と同様と分析しております。

4 ページに移りまして、続きまして、3 - 1 の介護保険事業第 6 期総括表詳細(給付費)ですが、各サービス別に給付費の実績値と計画値及びその対比を示しております。計画との対比としましては、3 年間の実績は概ね計画どおりでしたが、一部のサービス水色の網掛け については、2 - 1 で示した利用者数の乖離と同様の理由により、計画どおりに推移しませんでした。また、ピンクの網掛け の訪問リハビリテーションにつきましては、過去の実績から見込んだ利用者数や利用回数ほど、実績が増えなかったために乖離が生じたと分析しております。

5 ページに移りまして、続きまして、3 - 2 の介護保険事業第 6 期総括表詳細(受給者 1 人あたり給付費)ですが、各サービス別に受給者一人あたりの給付費の実績値と計画値及びその対比を示しております。計画との対比としましては、計画における給付費の積算要素である「受給者一人あたり給付費」について、乖離状況を分析しました。計画に対して実績が少なかったサービスが多くみられました。これは、平成 27 年度の報酬改定や利用者負担割合における 2 割負担の導入などから、見込んでいた減少分よりも実績が少なかったことが要因と分析しております。なお、水色の網掛け の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の乖離理由については、少数の利用者の中で、利用単位数が大きい方の給付額が特に影響したと分析しております。また、ピンクの網掛け の看護小規模多機能型居宅介護の乖離理由については、2 - 1 で示した利用者数と同様の理由と分析しております。

6 ページに移りまして、続きまして、4 の介護保険事業第 6 期総括表詳細(1 人 1 月あたり利用日数・回数)ですが、各サービス別に要介護・要支援における 1 人あたり利用日数・回数の実績値と計画値及びその対比を示しております。計画との対比としましては、3 年間の実績は概ね計画どおりでした。なお、水色の網掛け の訪問入浴介護につきましては、142.9% の乖離となっておりますが、これは少数の利用者の中で、頻回にサービスを利用する方の影響が大きかったことにより、乖離が大きくなったものと分析しております。

7 ページに移りまして、最後に、5 の地域支援事業費第 6 期の実績と計画対比でございますが、各事業の年度別給付費の実績値と計画値及びその対比を示しております。計画との対比としましては、まず、水色の網掛け の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成 27・28 年度は概ね計画どおりの実績でしたが、平成 29 年度は事業の本

格実施に伴い、1年間をかけて総合事業の対象者に移行することもあり、計画値に対して実績値が下回りました。

次に、ピンクの網掛けの包括的支援事業費・任意事業費につきましては、社会保障充実分の事業実施が見込まれていなかったことから、実績値が計画値を上回りました。なお、参考といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の実績値内訳表を掲載しましたので、併せてご確認ください。以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、府中市介護保険事業報告として計画対比の増減等について説明していただきました。

それでは、何かご質問・ご意見等がありますか。

委員 資料の6ページになりますが、訪問入浴の利用者数について頻回という記載があるのですが、給付管理をしている中から数字を拾って確認しているということでしょうか。頻回というのは週3回から4回ということでしょうか。

事務局 こちらは給付実績から拾いまして、明らかに利用頻度が高い方が平成29年度から利用があったということで、もともと利用者数が少ないので、そういった方が1名いらっしゃるとかなり大きく数字に影響するものでございます。

会長 他にありませんでしょうか。それでは、報告事項(2)については、以上とさせていただきます。

次に、報告事項の(3)「府中市地域密着型サービス指定関係部会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、府中市地域密着型サービス指定関係部会の開催状況につきまして、本日は、8月8日の開催分を報告させていただきます。なお、会議録にございます当日資料につきましては、配付を省略させていただいておりますので、ご了承ください。

お手元の資料22「府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告」をご覧ください。

1の部会名から5の報告協議事項は、記載のとおりでございます。6の会議の結果(1)の「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の新規指定について」のアの地域密着型通所介護でございますが、事業者は、「有限会社For You」、対象事業所は、「リハプライド・府中」、所在地は、府中市白糸台1丁目46番地の29、日常生活圏域は第1地区、サービスの種類は「地域密着型通所介護」、登録定員は10人でございます。新規指定日は平成30年9月1日でございます。新規指定にあつ

り、申請書類等の照合及び現地調査を行っておりまして、人員、設備、及び運営の基準について、要件が満たされていることを確認し、部会委員の皆様にご了承いただいております。

続きまして、(2)「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」のはじめに、アの認知症対応型共同生活介護でございますが、事業者は「株式会社 佐藤総研」、対象事業所は、「グループホーム こもれび家族」、所在地は府中市是政2丁目19番地の1、日常生活圏域は第2地区、サービスの種類は「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」でございます。

なお、指定更新日は平成30年9月1日でございます。

次に、イの認知症対応型共同生活介護でございますが、事業者は「株式会社 ケア21」、対象事業所は「たのしい家 武蔵府中」、所在地は府中市分梅町5丁目30番地の1、日常生活圏域は第6地区、サービスの種類は「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」でございます。なお、指定更新日は平成30年11月1日でございます。

当該2件の事業所の指定更新にあたり、申請書類等の照合を行っておりまして、人員、設備及び運営の基準について、要件が満たされていることを確認し、部会委員の皆様にご了承いただいております。

以上で、指定関係部会の報告を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のあった「府中市地域密着型サービス指定関係部会の開催について」ご質問・ご意見等がありますか。

(委員からの意見・質問なし)

それでは、報告事項(3)については、以上とさせていただきます。最後に、次第4の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から次回の予定について、お伝えいたします。

次回、第4回会議の日程等の確認でございますが、資料7(更新版)にも記載のとおり、1月10日(木)の午前10時からとさせていただきます。会場につきましては市役所北庁舎3階の第5・6会議室で開催したいと考えております。

会議の内容は「地域ケア会議」となり、地域包括支援センター長を含め、地域課題の把握などを進めたいと考えております。以上でございます。

会長 事務局から説明のあった「その他」について、ご意見やご質問はありますか。

(委員からの意見・質問なし)

ありませんか。

それではないようですので、これで本日の第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了します。長時間にわたり、お疲れ様でした。

以上